

## 金融・保険市場におけるトピックス

### 【世界・自然災害】

#### ○2013年の災害による保険損害額は災害死者数の増加にもかかわらず半減

スイス再保険によると、世界全体の保険会社による2013年の災害にかかわる支払いは、フィリピンを直撃した台風「ハイアン」などによって死亡者数が倍増したにもかかわらず、前年比半減し440億ドルになったと見込まれている。

11月にフィリピンを観測史上最大の強風が襲い、7,000名以上の死亡者を出した台風「ハイアン」は、2013年で最も大きな人的被害をもたらした災害であった。しかしながら、損害を受けた対象の多くに保険が付けられていなかったため、保険会社の支払いへの影響は比較的小さかった。

このような背景により、世界全体の2013年の災害による死亡者数は前年の14,000名から25,000名に増加したが、経済損失額は1,960億ドルから1,300億ドルに減少し、保険損害額も810億ドルから440億ドルに減少する結果となった。

保険損害額に最も大きな影響を与えたのは、6月に東ヨーロッパで発生した洪水であり、保険損害額は史上2番目の大きさとなった。この洪水による経済損失額は約180億ドルとされ、保険損害額は約40億ドルと見積もられている。

(Property Casualty 360, 2013.12.18ほか)

### 【IAIS・規制動向】

#### ○IAISがG-SIIsに適用する基礎的資本要件の市中協議を開始

保険監督者国際機構（IAIS）は、2013年12月16日、グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件（Basic Capital Requirement : BCR）の市中協議を開始すると発表した。この市中協議は2014年2月3日まで継続される。

IAISによれば、2014年3月から5月にかけてBCRのフィールドテストを実施、6月から8月にかけてテスト結果の分析等を踏まえた見直しを行った後、第2次市中協議に付すことを予定している。その後、IAISの承認、金融安定化理事会（FSB）の審査および承認を経て、同年11月頃までにG20での承認を目指している。

IAISは、保険会社の海外進出が活発化し保険会社の資本に関する新たな世界基準の必要性が高まってきた中で、リスクベースのグループ全体のグローバルな保険資本基準（Risk-based group-wide global insurance capital standard : ICS）を2016年末までに策定することを目指している。BCRの開発は、このICSを策定するための長期的プロジェクトの第一段階とされている。

第二段階は、より高い損失吸収力（Higher Loss Absorption : HLA）に関する資本要件の開発であり、2015年末が完了期限とされている。HLAはBCRの上に構築され

る G- SIIs に対する追加的な資本要件である。最終段階では、BCR と HLA を取り込んだ ICS が 2016 年末を期限として策定される予定である。

(IAIS プレスリリース 2013.12.16 ほか)

## 【EU・規制動向】

### ○オムニバスⅡ指令案につき 3 者協議で合意に至り、ソルベンシーⅡの実施に向け進展

2013 年 11 月 14 日、オムニバスⅡ指令に関する欧州議会、欧州連合理事会、欧州委員会の 3 者協議が合意に至った。ソルベンシーⅡに関する基本的事項を規定するソルベンシーⅡ枠組指令 (2009/138/EC) は 2009 年 11 月に採択された。その後、同枠組指令を補足・修正するオムニバスⅡ指令案が 2011 年 1 月に欧州委員会から提案されたが、オムニバスⅡ指令案を巡る 3 者協議は合意に至らないまま長期化していた。

この 3 者協議においては、長期性保証商品における割引率の適用を含む評価方法等に関して意見の隔たりがあった。この解決策を探るため、欧州保険・職域年金監督機構 (EIOPA) に長期性保証商品に関する影響度調査の実施が付託され、2013 年 1 月から 3 月に同調査が行われ、調査結果および長期性保証商品の評価方法に関する EIOPA の提案が同年 6 月に公表されていた。

今般 3 者協議が合意に至った背景として、長期性保証商品の評価方法につき EIOPA が 6 月に示した提案よりも、保険会社側が求める緩やかな (必要とされる資本の量が少ない) 基準に近づけたことで関係者間の同意が得られたことなどが挙げられている。

欧州委員会は、2013 年 10 月、オムニバスⅡ指令案を巡る 3 者協議の長期化などに伴い、監督当局および保険会社等の準備期間の必要性を考慮し、ソルベンシーⅡ枠組指令の適用時期を 2014 年 1 月から 2016 年 1 月に再延期する指令案を提案していた。今回オムニバスⅡ指令案を巡る 3 者協議で合意に至ったことによって、2016 年 1 月からのソルベンシーⅡ実施に向けて道が開けたとの見方が広がった。欧州議会は、2014 年 5 月の選挙前までにオムニバスⅡ指令の正式な採択を行うことを予定している。

(EIOPA プレスリリース 2013.11.14、Insurance Risk 2013.11.14 ほか)

## 【イギリス・市場動向】

### ○交通行政機関の運転履歴データへの保険業界によるアクセス・プロジェクトの進展

イギリスの交通行政機関は、英国保険協会 (Association of British Insurer : ABI)、自動車保険のデータベースを運営する自動車保険者機構 (Motor Insurers' Bureau : MIB) と共同で、「運転履歴データへの保険業界によるアクセス・プロジェクト (Insurance Industry Access to Driver Data : IIADD)」を進めている。

これは、交通行政機関の 1 部門である運転者・自動車免許庁 (Driver and Vehicle Licensing Agency : DVLA) が保有する運転履歴情報に保険業界が直接アクセスすることを可能とするプロジェクトである。

イギリスでは自動車保険の契約保険会社を切り替える際に、保険契約者は新たに契約する保険会社に対して過去の運転履歴を提出する必要があるが、新たに契約を行う保険会社は、以前の保険会社により作成された運転履歴情報が適正であるかの確認を行なう必要があり、このために数週間を要している。

今回のプロジェクトにより、保険会社が DVLA の運転履歴データベースに直接アクセスできるようになると、保険会社は契約者より受領した運転免許証番号をキーにデータベースにアクセスし、運転免許の内容や事故歴に関するより正確で詳細な情報を入手することが可能となる。

プロジェクトは、2013年11月までにシステム設計を終え、2014年2月に使用テストを開始し、2014年6月までに保険業界にリリースされる予定となっている。これにより、保険会社が契約更改時に要する時間が削減されるとともに、より正確な保険料設定が可能になり、さらに不正行為の削減にも効果があるとされている。

(ABI ニュースリリース 2013.11.28 ほか)

## 【ドイツ・市場動向】

### ○ドイツで初めてテレマティクス保険の提供開始

スペインで最大の通信事業会社であるテレフォニカ社 (Telefónica) は、同社のドイツ子会社が、自動車保険の引受を行っているドイツの貯蓄銀行ダイレクト保険社 (Sparkassen Direktversicherung) と提携し、ドイツで初めてテレマティクス保険の提供を開始することを 2013年11月11日に公表した。

このテレマティクス保険の契約者は、専用のテレマティクス装置を自身の自動車に設置する必要がある。これにより契約者が享受できる主なメリットとして、事故発生時にテレマティクス装置を通じて自動的に事故通知がなされること、運転者に対し今後の支払保険料の低減につながる可能性がある運転性向のフィードバックが行われること、自動車が盗難にあった場合に位置の追跡ができることなどが挙げられている。

このテレマティクス保険では、厳格な個人情報保護が図られており、運転ルートを含むプライベートな運転情報にアクセスできるのは運転者のみであり、引受保険会社である貯蓄銀行ダイレクト保険社には、様々な要素から算出された集計結果としてのドライビング・スコアと走行距離だけが毎月通知される仕組みになっている。

テレフォニカ社は、イタリアを本拠地とする保険会社であるゼネラル社 (Generali) と提携してスペインでテレマティクス保険の販売に成功しており、次のターゲットとしてイギリスとドイツにも注力するとしている。この背景には、テレマティクス保険の普及にはスマートフォンが重要な役割を果たしており、テレフォニカ社は、イギリスおよびドイツに強力な事業基盤を持つ携帯通信事業会社を傘下に所有していることも挙げられている。

一方、テレフォニカ社は、イギリスでは、若年運転者の保険料がそのほかの運転者に

比べてかなり高く、保険料の低減を求める若年運転者を主要ターゲットとしてテレマティクス保険の引受を行っている保険会社が多いのに対し、ドイツでは若年運転者とそのほかの運転者との間で保険料に大きな差がないなど、両国での市場の性質に大きな違いがあることも挙げている。

(テレフォニカ社プレスリリース 2013.11.11、Post Magazine 2013.12.19 ほか)

## 【米国・規制動向】

### ○米国財務省連邦保険局が保険規制の近代化・改善方法に関する報告書を議会に提出

米国財務省の連邦保険局 (Federal Insurance Office : FIO) は、2013年12月12日、「米国における保険規制制度の近代化および改善の方法」と題する報告書を議会へ提出したことを公表した。

FIO は、2010年7月に成立したドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法 (金融規制改革法) により、保険規制をどのように現代化し改善すべきかについて調査し、議会に報告書を提出することが義務付けられている。FIO は、報告書作成に先立ち、保険規制の近代化に関するパブリックコメントの募集に加え、消費者、学者、保険会社および保険仲介者を含む市場参加者ならびに州の規制・監督者等との協議を行ってきた。

本報告書は、①序論、②米国における保険規制の歴史、③ソルベンシー監督、④保険市場監督、消費者保護、保険の入手、⑤規制改革にあたって考慮すべき点、⑥結論の6章から構成されている。

本報告書によれば、米国の保険規制は州および連邦政府が互いに補完的な役割を果たしており、それぞれが支払能力および市場行動規制の改善への役割を期待されている。さらに、米国経済における保険部門の重要性および米国保険会社のグローバルな活動を考えると、保険規制の均一性、効率性および消費者保護の政策目標を達成するため、連邦政府の継続的な関与が必要と結論づけている。今後、FIO は、監視、政策調整および本報告書での提言を実行するために必要なその他の行動にも携わるとしている。

全米保険庁長官会議 (NAIC) は、FIO は保険監督機関ではなく州の規制を置き換える権限はなく、FIO からの改善提案を受けて最終的に規制の変更を行う責任は、あくまでも州が持っているとの声明を出している。また、米国損害保険者協会 (PCI) は、同報告書により州ごとの規制が均一化に向かうことを歓迎する一方で、金融危機に際し保険業界が他の金融業態と比較して上手く対応できたこと等が十分に評価されていない点について批判している。

(米国財務省、NAIC および PCI プレスリリース 2013.12.12 ほか)

## 【米国・市場動向】

### ○ニューヨーク州が若年運転者の運転中のメール行為等を制限するアプリの提供を承認

テレマティクス技術の進展により、車両の運行状況に関する詳細なデータを容易に取得することが可能になりつつある。米国保険業界では、同技術の自動車保険の引受等への活用が大きな関心となっている。一方、テレマティクス技術を、安全運転を促すための契約者サービスとして活用する取組みも進んでいる。

米大手保険会社オールステート・グループの傘下で、自動車保険のオンライン販売を中心に行うエシュアランス社は、2013年12月にニューヨーク州金融サービス局(DFS)より、自動車のテレマティクス技術を活用した契約者サービス「ドライブ・セイフ(Drive Safe)」の承認を受けた。

エシュアランス社の自動車保険契約者で、19歳までの子供が運転者として登録されている顧客は、本サービスを無償で利用することができる。本サービスは、エシュアランス社から提供される、車両に設置する運行状況のモニタリング装置と、スマートフォンアプリの連動によって機能する。アプリは若年運転者のスマートフォンにインストールされ、車両に設置された装置と連携することにより、運転中のメール・電話等の使用が制限される。また、本サービスは運転者の運転性向のモニタリングを行なう機能も備えており、運転者の親は専用のウェブサイトにて子供の運転性向(運転速度、ブレーキ、加速の状態など)を把握することができる。

ニューヨーク州では2005年から2011年にかけて運転中の携帯電話等の使用に関連した「ながら運転」事故が143%増加した。一方、飲酒に関連した事故は18%減少しており、「ながら運転」への対策が課題となっていたことから、テレマティクス技術の活用による同サービスの提供を歓迎している。

(ニューヨーク州プレスリリース、2013.12.18ほか)

## 【中国・市場動向】

### ○深セン市で巨大自然災害保険プログラムを導入

2013年12月30日、中国南部の広東省深セン市で、地震、台風、津波、土石流、地滑り、浸水等の自然災害により原子力事故等が発生した際の損害を補償する巨大自然災害保険プログラムの導入が決定された。このプログラムは、①深セン市が加入する保険、②巨大自然災害基金および③住民向けの巨大災害保険の3つから構成されている。

①深セン市が加入する保険は、管轄地域のすべての人の人身傷害等を補償するもので、市による公的援助の役割を果たす。深セン市が加入する保険は、民間の保険会社から提供されるが、保険の限度額を超える損害を補償するために②巨大自然災害基金を創設する。また、③住民が自然災害を補償する保険に加入できるよう、民間の保険会社から巨大災害保険が提供される。

中国においては地震、台風、洪水、地滑り等のさまざまな自然災害の発生リスクがあるが、国全体の巨大自然災害保険プログラムはない。過去20年間に世界で発生した自

然災害においては、一般的に保険金支払は経済損失の30～40%程度となっているが、中国では3%程度と極めて低い。

監督当局である中国保険監督管理委員会では、国全体のプログラムの創設は予定されていないが、各地方当局が地理的要因等の地域の状況に沿った巨大自然災害保険制度を導入することを奨励する、としている。また、巨大自然災害保険制度の普及を後押しするため、他の政府機関とも連携しながら災害リスク評価、巨大自然災害保険制度の研究、ルール策定、引受リスクの分担、減災対策との連携等を検討していくとしている。

(中国保険監督管理委員会プレスリリース2014.1.6、Best's Insurance News 2014.1.8 ほか)

## 【マレーシア・市場動向】

### ○フィッチ・レーティングスの発表：マレーシアの保険業界は安定的

格付機関のフィッチ・レーティングスは、2014年のマレーシア保険業界の見通しに関するレポートを公表し、生命保険部門、損害保険部門およびタカフル部門ともに、引き続き安定的(Stable)であるとの見通しを示した。

フィッチ・レーティングスでは、マレーシアにおいては生損保の兼営禁止とタカフル事業会社に対するリスクベース資本規制の導入により、保険会社およびタカフル事業会社の統合が進むと予測されるが、市場の成長、健全な収益性、十分な資本水準が引き続き保険会社・タカフル事業会社の信用を強化するとしている。ただし、株式市場の急激な不安定化により保険会社・タカフル事業会社の資本が大きく損なわれた場合には、見通しを否定的(Negative)に引き下げる可能性もあるとしている。

損害保険部門については、個人の可処分所得や消費の増加により、自動車保険、火災保険、医療保険等の個人向け保険商品への需要が増加し、着実に成長することが見込まれている。

マレーシアでは強制保険である自動車保険の対人賠償責任の損害率が高く、2012年から保険料の適正化に向け料率の段階的な引き上げが行われているものの、損害保険会社の収益を圧迫している。フィッチ・レーティングスでは、2014年も自動車保険の損害率は引き続き厳しいものになるが、火災保険の収益性は良好に推移し自動車保険による損失を緩和しており、損害保険部門全体のコンバインド・レシオは今後1～2年で95%未満の水準になると予測している。

(Reuters 2013.12.9、Post Online News 2013.12.11 ほか)